

第 2 2 号議案参考資料

議 案 名

桶川市税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

【個人市民税】

(1) 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し

- ① 均等割の非課税限度額の算出における扶養親族について、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除く規定を設ける。

(第27条関係)

- ② 控除対象扶養親族の定義の見直しに伴い、公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る規定について、所要の改正を行う。

(第38条の3の3関係)

- ③ 所得割の非課税限度額の算出における扶養親族について、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除く規定を設ける。

(附則第5条の3関係)

(2) セルフメディケーション税制の延長

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除（セルフメディケーション税制）の適用年度を延長する。

(附則第6条関係)

【法人市民税】

納期限の延長に係る延滞金の特例について、令和2年度税制改正における連結納税の廃止に伴い不要な規定を削るとともに、引用部分の整理を行う。(附則第5条の2関係)

【固定資産税】

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告手続の特例の規定を削る。

(附則第14条の3関係)

3 施行期日

公布の日

4 例規集

第1巻 4, 701ページ